

(ハローワークにおける支援)

○厚生労働省は、ハローワークにおいて、支援対象者一人一人の課題に応じて、トライアル雇用奨励金⁵¹の活用など、正規雇用化に向けた一貫したきめ細かな支援を実施している。また、支援拠点として、「わかものハローワーク」、「わかもの支援コーナー」「わかもの支援窓口」を設置し、若者の就職支援を実施している。

(4) 起業支援

○経済産業省は、新規開業しておおむね7年以内の若者に対して、株式会社日本政策金融公庫による低利融資を実施している。

第3章 困難を有する子供・若者やその家族の支援

第1節 困難な状況ごとの取組

1 ニート、ひきこもり、不登校の子供・若者への支援等

(1) 社会生活を円滑に営む上での困難を有する子供・若者を地域において支援するための取組

○内閣府は、平成26(2014)年度から、地方公共団体の実情に応じて効果的に子ども・若者支援地域協議会の設置促進を図るため、協議会が未設置の都道府県・政令指定都市を対象とした「子ども・若者支援地域協議会設置促進事業」を実施している⁵²。また、アウトリーチ(訪問支援)研修を始めとする各種研修⁵³や支援に関する調査研究を行っている。

○独立行政法人国立青少年教育振興機構は、ニートやひきこもり、不登校の子供や若者に対する各種事業を実施している。

(2) ニート等の若者への支援

○厚生労働省は、「地域若者サポートステーション」(以下「サポステ」という。)において、地方自治体と協働し、職業的自立に向けての専門的相談支援、就職後の定着・ステップアップ支援、若年無業者等集中訓練プログラムを実施している(15~39歳対象)。(図表9)

図表9 地域若者サポートステーション事業



51 職業経験、技能、知識などから安定的な就職が困難な求職者について、一定期間試用雇用した場合に助成するもの。求職者の適性や業務遂行可能性を見極め、求職者と求人者の相互理解を促進することなどを通じて、その早期就職の実現や雇用機会の創出を図ることが目的。
52 「子ども・若者育成支援推進法」第19条で地方公共団体に設置の努力義務が課されている協議会。
53 「子ども・若者育成支援推進法」第18条では、国と地方公共団体は、人材の養成や資質の向上、体制整備に必要な施策を講ずるよう努めるものとされている。

(3) ひきこもりへの支援

○厚生労働省は、関係機関と連携の下でひきこもり専門相談窓口としての機能を担う「ひきこもり地域支援センター」の整備を推進している。平成25（2013）年度からは、継続的な訪問支援などを行う「ひきこもりサポーター」を都道府県・指定都市が養成し、市町村が家族や本人へサポーターを派遣する事業を行っている。

(4) 不登校の子供・若者への支援

○文部科学省は、不登校経験者の状況を把握するための追跡調査を実施し、平成26（2014）年7月に報告書を公表した。同年11月には、全国不登校フォーラムを開催し、不登校の子供たちへの支援策について話し合い、参加者から意見を聞いた。また、平成27（2015）年2月には有識者会議を立ち上げ、今後の不登校施策について検討を開始した。都道府県・市町村教育委員会が設置している教育支援センター（適応指導教室）では、不登校の子供が在籍する学校とも連絡をとりながら、子供の実情に応じた学習指導が行われている。さらに、小学校及び中学校における不登校の児童生徒がフリースクールなどの学校外で学んでいる現状を踏まえ、文部科学省は「全国フリースクール等フォーラム」を開催するなど、フリースクールなどで学んでいる子供たちへの支援について検討を行っている。

(5) 心の問題への対応

○文部科学省は、養護教諭と関係教職員による健康相談や保健指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置拡充を推進している。

○厚生労働省は、「みんなのメンタルヘルス総合サイト」⁵⁴と、「こころもメンテしよう～若者を支えるメンタルヘルスサイト～」⁵⁵の2つのウェブサイトを厚生労働省ホームページに設置している。

(6) 高校中途退学者への支援

○文部科学省は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」⁵⁶の中で、高校中退の状況を把握し、公表している。

○厚生労働省は、学校、ハローワーク、サポステが高校中退者の情報を共有し、支援が必要な者に対し必要な支援を実施できるよう連携を図っている。

2 障害のある子供・若者の支援

(1) 障害のある子供・若者の支援

(特別支援教育の推進)

○文部科学省は、以下のような取組を行っている⁵⁷。

- ・インクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、早期支援コーディネーターの配置による早期からの教育相談・支援体制の構築、合理的配慮協力員等の配置による学校における合理的配慮の充実

- ・平成26（2014）年7月から、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」で得られた実践事例を独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の「『合理的配慮』実践事例データベース」上で公表し、障害のある子供への「合理的配慮」の充実に役立つ情報の発信⁵⁸

(障害のある子供たちへの就学支援)

○文部科学省と地方公共団体は、障害のある子供の特別支援学校や小・中学校への就学の特殊事情に鑑み、これらの学校に就学する子供の保護者の経済的負担能力に応じて就学奨励費を支給してい

54 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/>

55 <http://www.mhlw.go.jp/kokoro/youth/>

56 http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/chousa01/shidou/1267646.htm

57 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/main.htm

58 <http://inclusive.nise.go.jp/>

る。

(障害のある子供と障害のない子供や地域の人々との交流及び共同学習)

- 文部科学省は、現行学習指導要領などにおいて障害のある子供と障害のない子供との交流及び共同学習の機会を設けることを規定するとともに、「交流及び共同学習ガイド」⁵⁹のホームページへの掲載を行っている。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所⁶⁰は、教職員を対象に「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」を開催し、交流・共同学習の理解促進と具体的な方策の普及を図っている。

(障害の特性に配慮した適切な福祉サービスの提供)

- 「児童福祉法」と「障害者総合支援法」に基づき、市町村などが障害児通所支援やホームヘルプといった必要な福祉サービスを提供している。

(2) 発達障害のある子供・若者の支援

(「発達障害者支援センター」⁶¹を核とした地域支援体制の強化)

- 厚生労働省は、「発達障害者支援法」に基づき、発達障害者やその家族に対する相談支援を推進している⁶²。具体的には、
 - ・ペアレントメンター⁶³の養成と配置、アセスメントツール⁶⁴の導入を促進する研修会などを実施している。また、困難ケースへの対応などを行う発達障害者地域支援マネジャーを発達障害者支援センターなどに配置することにより、地域支援機能の強化を図っている。
 - ・国立障害者リハビリテーションセンターにおける発達障害者地域支援マネジャーを対象とした研修について、平成27（2015）年度はより専門的な知見の浸透を目的とする応用研修を実施する。
 - ・発達障害に関して知識を有する専門員が保育所など子供や親が集まる施設・場を巡回し、助言などの支援を行っている。
 - ・発達障害児（者）・重症心身障害児（者）やその家族の地域生活支援の向上を図るモデル事業を行っている。
 - ・全国の発達障害者支援センターの中央拠点としての役割を担う「発達障害情報・支援センター」⁶⁵における情報発信や支援手法の普及を図っている。

(学校における支援体制の整備)

- 文部科学省は、平成26（2014）年度から新たに、通常の学級において、発達障害の可能性のある子供を早期に発見し、早期に支援するため、一斉指導における指導方法の改善や、一人一人の教育的ニーズに応じた個別指導の工夫などを行っている。
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所は、「発達障害教育情報センター」⁶⁶における学校の教職員や保護者に対する発達障害に関する正しい理解や支援に関する様々な教育情報の提供や、教職員による各種研修などを行っている。

(3) 障害者に対する就労支援等

- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく民間企業の障害者の法定雇用率を平成25（2013）年4月から2.0%（従来1.8%）に引き上げ、更なる障害者雇用の促進を図っている。
- 厚生労働省は、障害者雇用率の達成に向け、ハローワークなどにおいて厳正な達成指導を実施しているほか、就職から職場定着まで一貫した支援を行う「チーム支援」、「障害者総合支援法」に基づ

59 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/010/001.htm

60 <http://www.nise.go.jp/cms/>

61 平成24（2012）年度までに、全ての都道府県・指定都市に設置されている。

62 <http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/hattatsu/gaiyo.html>

63 発達障害者の子供を持つ親であって、その経験を活かし、子供が発達障害の診断を受けて間もない親などに対して助言を行う者。

64 発達障害を早期発見し、その後の経過を評価するための確認票。

65 <http://www.rehab.go.jp/ddis/>

66 <http://icedd.nise.go.jp/>

く一般就労への移行を支援する「就労移行支援」と、一般就労が困難な者に対して働く場を提供する「就労継続支援」などを実施している。

3 非行・犯罪に陥った子供・若者の支援等⁶⁷

(1) 総合的取組

(関係府省の連携)

- 政府では、非行対策の推進について密接な連絡や情報交換、協議を行うため、子ども・若者育成支援推進本部の下に少年非行対策課長会議を設置している⁶⁸。
- 文部科学省では、平成27年2月に神奈川県川崎市で発生した中学1年生殺害事件を受け、関係府省庁とも連携し、対応方策を取りまとめ、教育委員会等への周知を行った。

(家庭、学校、地域の連携)

- 警察庁と文部科学省は、関係機関がチームを構成し、適切な役割分担の下に連携して対処する「サポートチーム」の効果的な運用を図るため、管区警察局との共催により問題行動に対する連携ブロック協議会を開催し、緊密な連携を図っている。
- 警察署の管轄区域、市町村の区域等を単位に、全ての都道府県で学校警察連絡協議会が設置されている。
- 非行少年、不良行為少年等に関する情報を警察・学校間で通知する「学校・警察連絡制度」が各地で構築されている。
- 警察は、退職した警察官などをスクールサポーターとして警察署などに配置するとともに、学校からの要請に応じて派遣している。
- 「更生保護サポートセンター」では、保護司が駐在して、様々な関係機関・団体と協力し、保護観察を受けている人の立ち直り支援や、非行防止セミナー、住民からの非行相談を行っている。

(2) 非行防止、相談活動等

(非行少年を生まない社会づくり)

- 警察は、「非行少年を生まない社会づくり」の取組を全国的に推進している。

(非行防止教室)

- 警察は、職員の学校への派遣や少年警察ボランティアなどの協力により、非行防止教室を開催している。
- 文部科学省は、関係機関と連携した非行防止教室の開催などにより規範意識を養い、子供の非行防止に努めている。
- 法務省は、「中学生サポート・アクションプラン」として、保護司（学校担当保護司）が、直接中学校へ赴き、非行問題や薬物問題をテーマにした非行防止教室を開催したり、問題を抱えた子供への指導方法などについて教師と協議などを行ったりしている。

(相談活動)

- 青少年センター（青少年の育成を図ることを目的とし、相談活動などを行う機関を指す。少年補導センターや青少年育成センターといった名称で活動。）では、相談活動や街頭補導、有害環境の適正化に関する活動が行われている。
- 警察は、ヤングテレホンコーナーといった名称によるフリーダイヤルなどでの電話相談、FAXや電子メールにより、利用しやすい環境の整備に努めている⁶⁹。
- 法務省は、人権擁護委員や法務局・地方法務局の職員による相談対応を行っている。また、少年鑑

67 この項における「少年」は、少年法第2条に規定する「20歳に満たない者」を指す。

68 <http://www8.cao.go.jp/youth/suisin/hikou.html>

69 <http://www.npa.go.jp/higaisya/shien/torikumi/madoguchi.htm>

別所⁷⁰でも、子供の非行や問題行動に悩む保護者や学校関係者などからの相談に応じている。

(補導活動)

- 警察は、「少年サポートセンター」を中心として、非行が行われやすい場所に重点を置いて日常的に補導活動を実施し、不良行為などの問題行動を早期に発見して、少年自身やその家庭に対する適切な助言や指導に努めている。また、警察が委嘱する少年警察ボランティアが、補導活動や社会環境の浄化活動などを行っている。(図表10)

図表10 少年サポートセンター



(出典) 警察庁資料

- 青少年センターでも、市町村などから委嘱された少年補導委員による街頭補導や有害環境の適正化の活動が行われている。

(非行集団対策)

- 警察は、少年部門、交通部門、刑事部門の連携を強化して、非行集団の実態把握を徹底し、取締りによる非行集団の弱体化と解体などの取組を推進している。

(3) 薬物乱用防止

- 政府では、「第四次薬物乱用防止五か年戦略」(平成25年8月)⁷¹及び「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」⁷²(平成26年7月)に基づき、危険ドラッグを始めとする薬物乱用の根絶に向けた総合的な対策を推進している。
- 警察は、薬物密輸・密売組織の実態解明及びその壊滅に向けた取締り、関係機関との連携による水際対策の強化などにより、薬物供給を遮断するとともに、規制薬物や指定薬物の乱用者の徹底検挙、子供に対する薬物乱用防止教室、大学生や新社会人に対する薬物乱用防止講習会などを行い、

70 ①家庭裁判所等の求めに応じ、鑑別対象者の鑑別を行うこと、②観護の措置が執られて少年鑑別所に収容される者などに対し、必要な観護処遇を行うこと、③地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを業務とする施設。

71 <http://www8.cao.go.jp/souki/drug/known.html>

72 平成26年7月に策定された「脱法ドラッグ」の乱用の根絶のための緊急対策が同年8月に一部改正され、「危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策」となったもの。

薬物需要の根絶を図っている。

- 法務省は、少年院において、薬物に対する依存のある者を対象に、薬物非行防止指導を実施している。刑事施設では、麻薬や覚醒剤などの薬物に対する依存がある受刑者を対象に、薬物依存離脱指導⁷³を実施している。保護観察所では、保護観察に付されている者に対し、簡易薬物検出検査を実施するとともに、認知行動療法などに基づく薬物処遇プログラムを実施している。
- 文部科学省は、厚生労働省や警察庁と連携して、小学校、中学校、高校において薬物乱用防止教室を開催している。また、厚生労働省と連携して、広く薬物乱用防止に係る啓発資料を作成し、配布している。
- 厚生労働省は、インターネットを利用した密売事犯や外国人による密売事犯などに対する取締りの強化、地域における薬物乱用防止・薬物依存症に関する相談体制の充実、医療機関による対応の充実、危険ドラッグに関するポスターの作成・配布、危険ドラッグの指定薬物への迅速な指定、指定薬物である疑いのある物品などについて、検査命令及び販売等停止命令を実施、危険ドラッグのインターネット販売店について、プロバイダなどに対して削除要請の実施等を行っている。

(4) 少年審判

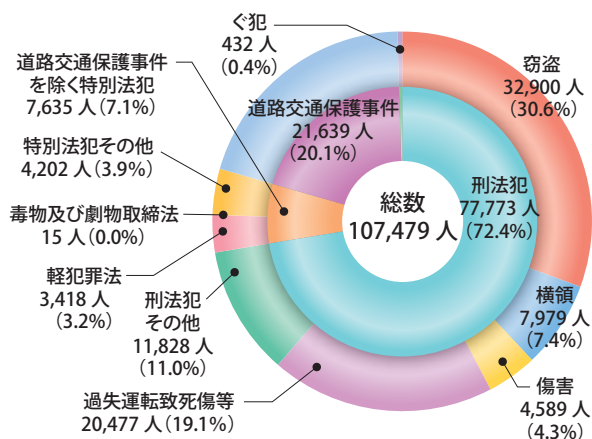
(受理の状況)

○平成26（2014）年における少年保護事件の全国の家裁判所での新規受理人員は、107,479人であった。（図表11）

(処理の状況)

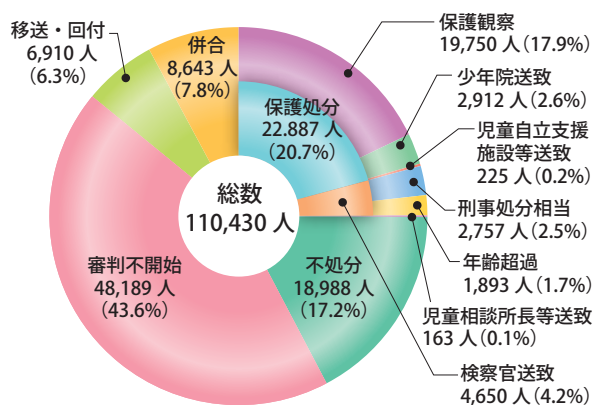
○平成26（2014）年における少年保護事件の既済人員は110,430人であった。終局決定別にみると、審判不開始が43.6%と最も多く、次いで保護処分が20.7%となっている。（図表12）

図表11 少年保護事件の新規受理人員
(非行別構成比 平成26年)



- (注) 1. 司法統計による。
 2. 過失運転致死傷等とは、(無免許) 過失運転致死傷、(無免許) 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱、業務上(重・自動車運転) 過失死傷及び(無免許) 危険運転致死傷を指す。
 3. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足上げた数値が小計と一致しない場合がある。
 4. 数値は速報値である。

図表12 少年保護事件の処理状況
(終局決定別構成比 平成26年)



- (注) 1. 司法統計による。
 2. 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、足上げた数値が小計と一致しない場合がある。
 3. 数値は速報値である。

73 受刑者に対し、薬物依存の認識と薬物使用に係る自分の問題を理解させた上で、今後薬物に手を出さずに生活していく決意を固めさせ、再使用に至らないための具体的な方法を考えさせることを目的に、薬物の薬理作用と依存症、薬物使用に関する自己洞察、再使用防止のための方策、出所後の生活の留意事項と社会資源の活用についての指導を、グループワークや講義、視聴覚教材の視聴の方法により行っている。

(5) 被害者への配慮

(被害者への情報提供などの様々な制度や取組)

- 警察は、捜査状況などに関する情報を可能な限り被害者などに提供するように努めている。
- 法務省は、
 - ・全国の検察庁において、被害者に、事件の処理結果などの情報を提供している。
 - ・少年院、地方更生保護委員会、保護観察所において、少年院送致処分や保護観察処分を受けた加害少年に関し、少年院での処遇状況に関する事項や仮退院審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
 - ・検察庁、地方更生保護委員会、保護観察所において、刑事処分となった加害少年に関し、事件の処理結果や、裁判結果、受刑中の処遇状況に関する事項、仮釈放審理に関する事項、保護観察の開始・終了や保護観察中の処遇状況に関する事項を通知している。
 - ・「更生保護法」に基づき、地方更生保護委員会が、少年院からの仮退院の審理や刑事処分となった少年の仮釈放の審理において被害者の意見などを聴取する制度と、保護観察所が被害者の心情などを保護観察中の加害少年に伝達する制度を実施している。
- 家庭裁判所は、「少年法」に基づく被害者のための制度⁷⁴の適切な運用に努めている。また、被害者の声を少年審判手続に反映するよう努めている。

(被害者の心情を踏まえた適切な加害者処遇)

- 少年院や少年刑務所等では、「被害者の視点を取り入れた教育」が意図的・計画的に実施されるよう、矯正教育や改善指導の充実に努めている。
- 保護観察でも、少年が自らの犯罪と向き合い、犯した罪の大きさや被害者の心情などを認識し、被害者に対して誠意をもって対応していくことができるようになるための助言指導を行っている。

(6) 少年鑑別所

- 法務省は、平成25(2013)年度から導入した「法務省式ケースアセスメントツール(MJCA)」の効果的な活用等により、少年鑑別所における鑑別・観護処遇、相談活動の充実に努めている。

(7) 少年院・児童自立支援施設等

(少年院・少年刑務所等)

- 少年院では、少年の特性に応じた矯正教育の目標、内容、期間や実施方法を具体的に定めた個人別矯正教育計画を作成し、きめ細かく行われている。

(児童自立支援施設)

- 厚生労働省は、児童自立支援施設運営指針⁷⁵などにより、児童自立支援施設の質の確保と向上を図っている。

(8) 更生保護、自立・立ち直り支援

(少年院からの仮退院、少年刑務所等からの仮釈放)

- 保護観察所は、引受人などとの人間関係や出院・出所後の職業などについて調整を行い、受入体制の整備を図っている。

(保護観察)

- 保護観察では、複雑かつ困難な問題を抱えた少年に対しては、保護観察官による直接的関与の程度を強めるなどにより、重点的な働き掛けを行っている。

74 「少年法」では、被害者への配慮を充実するため、①被害者などによる記録の閲覧及び謄写、②被害者などの申し出による意見の聴取、③被害者などに対する審判結果などの通知、④一定の重大事件の被害者などによる少年審判の傍聴、⑤被害者などに対する審判状況の説明の制度が設けられている。

75 http://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/syakaiteki_yougo/dl/yougo_genjou_07.pdf